

## 2019年度 公益財団法人ダイオーズ記念財団奨学生募集要項

### 1. 特徴

- (1) 公益財団法人ダイオーズ記念財団（以下「この法人」という。）は、オフィスを対象とした継続的なサービスの普及に大きな足跡を残した大久保真一の功績を顕彰し、大学院、大学に学ぶ学生等の育英事業及び内外に対して全ての人が安全に生き活きと働くことのできる社会環境の普及・発展を推進する事業を行うことにより、社会の健全な振興に資することを目的として設立されました
- (2) この法人の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、入社等の付帯義務を負うものではありません

### 2. 採用予定人数

大学（2年～※2019年4月現在）、大学院修士課程・博士課程に在籍する学生  
合計 20 名程度

### 3. 奨学金の給付月額、期間

	給付月額	期間
大学生（2年～）	10,000 円	2019年4月より最長 2022年3月まで (正規の最短修業期間)
大学院生 (博士前期課程・修士課程)	10,000 円	2019年4月より最長 2022年3月まで (正規の最短修業期間)
大学院生 (博士後期課程)	10,000 円	2019年4月より最長 2022年3月まで (正規の最短修業期間)

### 4. 採用基準

- (1) 将来の夢を実現させるために挑戦する意欲を持った学生、もしくは様々な能力を伸ばそうという意欲のある学生であり、この法人が主催する年2回の報告会に出席できること
- (2) 日本国内の大学・大学院に在籍するもの（留学生を含む）。
- (3) 出願する年の4月現在、大学（2年～）、大学院修士課程・博士課程に在学するもの
- (4) 2019年4月2日時点で、原則として大学生は満23（6年制は25歳以下）歳以下、大学院生は満33歳以下であること。留学生の場合、原則として大学生は満31歳以下、大学院生は満38歳以下であること
- (5) 成績要件及び所得要件は以下のとおりとする。

#### 【大学生】

##### ① 成績要件

原則、前年度までの成績（GPA（Grade Point Average））が、3.00以上のもの。

2年生	前年度1年間（1年生分）のGPAの標準が3.00以上
3年生	1年生～2年生分の累計GPAの標準が3.00以上
4年生	1年生～3年生分の累計GPAの標準が3.00以上

5年生	1年生～4年生分の累計 GPA の標準が 3.00 以上
6年生	1年生～5年生分の累計 GPA の標準が 3.00 以上

② 所得要件

所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収 600 万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得 340 万円とする

【大学院】

① 成績要件

原則、前年度までの成績（GPA=Grade Point Average）が、3.00 以上のもの

修士 1 年生/博士前期 1 年生	学部生 1 年生～4 年生分（6 年制は 1～6 年生分）の累計 GPA の標準が 3.00 以上
修士 2 年生/博士前期 2 年生	学部生 1 年生～4 年生（6 年制は 1～6 年生分）に加えて、修士（博士前期）1 年生の累計 GPA の標準が 3.00 以上
博士後期 1 年生	学部生 1 年生～4 年生（6 年制は 1～6 年生分）、修士（博士前期）1 年生～2 年生の累計 GPA の標準が 3.00 以上
博士後期 2 年生	学部生 1 年生～4 年生（6 年制は 1～6 年生分）、修士 1 年生～2 年生に加えて、博士後期 1 年の累計 GPA の標準が 3.00 以上
博士後期 3 年生	学部生 1 年生～4 年生（6 年制は 1～6 年生分）、修士 1 年生～2 年生に加えて、博士後期 1 年～2 年の累計 GPA の標準が 3.00 以上

※外国人（留学生）は、日本の教育機関で 50%以上の GPA があること。

ただし、母国の大学・大学院の成績提出が可能の場合は、4.00 満点で 3.00 以上あること。

② 所得要件

所得の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを全て考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計年収 600 万円未満、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得 340 万円とする

(5) 在学する学長、研究科・専攻長、指導教官等の推薦する者

(6) 学費の支弁が困難と認められる者

(7) 心身ともに優れている者

5. 提出書類

(1) 提出書類

① 奨学生願書（所定様式による）

- ② 写真（たて4 cm×よこ3 cmで裏面に記名の上、①の奨学生願書に貼付）
- ③ 研究計画書またはゼミや授業で取り組んでいること・将来の夢  
（所定の用紙に記載のこと。1枚以内）
- ④ 在学証明書
- ⑤ 世帯前年の源泉徴収票もしくは、公的所得証明書・納税証明書・申告済収支報告書等いずれか1つ（コピー可）  
生活保護を受けている世帯は、上記の書類の他、生活保護証明書の写し  
※留学生
  - a. 母国から収入を証明する書類の取り寄せを可能な限りお願いします
  - b. その際、母国語の原本と留学生が翻訳した、もしくは書き入れた日本語の書類をご用意ください
  - c. 単身日本に居住する留学生がアルバイトで生計を立てている場合は、その源泉徴収票もご用意ください
- ⑥ 学業成績証明書(大学がGPAを証明書に記載していない場合は、「10.GPAについて」をもとにして成績証明書の余白に応募者がGPAを計算し記載すること)  
留学生で学業成績証明書が母国のものになる場合はそちらをご提出ください。
- ⑦ 推薦書(1通。学長、研究科・専攻長、指導教官のうちいずれか1名により書かれたもの・所定様式による)  
※上記書類は、ホチキス留めせず申請者ごとにクリップでまとめてご提出下さい
- ⑧ 留学生及び在日の方は、在留カード(外国人登録証明書)とパスポートの写し氏名・国籍・写真・在留資格などがわかる箇所
- ⑨ ①～⑧までの書類は、大学の担当者様より大学ごとまとめていただき、郵送にてご提出ください。
- ⑩ 「大学担当者様記載依頼・奨学生応募者リスト」は、別途大学担当者様が記載し、パスワードを設定の上、メール（[info@daiohs-zaidan.or.jp](mailto:info@daiohs-zaidan.or.jp)）にて提出ください。

(2) 提出期限

2019年5月14日（火）までに【必着】にてご提出願います

※ 申請者ご本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。必ず大学を通じてご連絡・応募ください

※ 申請書の電子データが必要な場合は、大学の担当者様より以下アドレスへご依頼ください

(3) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人ダイオーズ記念財団 事務局

東京都港区浜松町二丁目4番1号

[info@daiohs-zaidan.or.jp](mailto:info@daiohs-zaidan.or.jp)

## 6. 選考

- (1) 書類選考及び面談(書類選考通過者)により総合的に勘案し決定します
- (2) 奨学生の可否通知は、7月上旬に大学宛に送付いたします

## 7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、次年度の奨学金給付のために毎年度末に学業成績表、生活状況報告書及び在学証明書を理事長あてに提出する必要があります
- (2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学（その他処分）、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります
- (3) 奨学生は、奨学金給付後もこの法人の定めた書類を期日までに提出する必要があります
- (4) 奨学生は、年2回この法人が主催する報告会に参加する必要があります。原則として不参加の場合には奨学金給付を停止又は廃止します
- (5) 奨学金給付規程に定める成績不良、素行不良、等の場合は、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります

## 8. その他

- (1) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。7月に4・5・6・7・8・9月分、を支給いたします
- (2) 応募書類は返却いたしません
- (3) 募集要項に記載された内容以外は、この法人奨学金給付規程の定めに従います
- (4) 奨学金の給付については、年2回の報告会の際に現金でお渡しします。詳細は、奨学金給付合格者に対して改めてご連絡致します

## 9. 個人情報に関する取り組み

- (1) ご提供いただいた個人情報は、「一般財団法人ダイオーズ記念財団個人情報保護に関する基本方針」に従い適切に管理します
- (2) ご提供いただいた個人情報は、この法人において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他この法人の目的を達成するために必要な範囲内で利用させていただきます
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、ご提供いただいた個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、この法人は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます
- (4) ご提供いただいた個人情報に関するご確認、ご質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください

公益財団法人ダイオーズ記念財団 事務局  
info@daiohs-zaidan.or.jp

10. GPA の算出について

(1) 在席大学が5段階評価か4段階評価かに応じて、表1の対応関係をもとに自身の大学の評価をGPに換算し(イ)の通りGPAを算出すること

(2) GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \{ (4 \times \text{GP4 相当の単位数}) + (3 \times \text{GP3 相当の単位数}) + (2 \times \text{GP2 相当の単位数}) + (1 \times \text{GP1 相当の単位数}) + (0 \times \text{GP0 相当の単位数}) \} / \text{総単位数 (全科目の単位の合計)}$$

(3) 合否判定のみの科目は算定から除外すること

表1

評価とGP (グレードポイント) の対応関係  
5段階評価の場合

評価の例	S	A	B	C	F	(点) (ポイント)
	A+	A	B	C	F	
	秀	優	良	可	不可	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0	
GP	4	3	2	1	0	

4段階評価の場合

評価の例	A	B	C	---	D	(点) (ポイント)
	優	良	可	---	不可	
点数	100-80	79-70	69-60	---	59-0	
GP	4	3	2	1	0	

以上

## 公益財団法人ダイオース記念財団 奨学生選考基準

奨学金給付規程により奨学生を志願した者に対し、その家計の状況、学業及び人物、レポートの内容について検討し、奨学生を選考する。

1. 奨学生の選考基準は、次のように定め、書類選考、面接を経て、当財団の奨学生選考委員会で決定する。

- (1) 学資支弁が困難であることに関する判定基準
- (2) 学業に関する判定基準
- (3) レポート内容に関する判定基準
- (4) 性行に関する判定基準

2. 以下に該当した場合は、奨学金の支給を停止する。

- (1) 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき
- (5) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

以上